ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の九十二・五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十二・五未満

2～4　（略）

第十三条の二　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の四十七以上（特定管理職員にあつては、百分の五十七以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の九十五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十未満、十二月に支給する場合には百分の九十五未満

2～4　（略）

第十三条の二　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の四十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十四・五以上）、十二月に支給する場合には百分の四十九・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十九・五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十三・五（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十三・五未満（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四・五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十一・五（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十一（特定管理職員にあつては、百分の五十一）、十二月に支給する場合には百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十六）

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十五未満（特定管理職員にあつては、百分の五十五未満）、十二月に支給する場合には百分の五十一未満（特定管理職員にあつては、百分の五十一未満）、十二月に支給する場合には百分の四十六未満（特定管理職員にあつては、百分の五十六未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十七・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二以上）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の三十九（特定管理職員にあつては、百分の四十六）、十二月に支給する場合には百分の四十四（特定管理職員にあつては、百分の五十一）